資料１

事業運営上の留意事項

・主な指導事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～３
・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する届出等について　・・・４～８
・喀痰吸引業務の注意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
・認知症介護基礎研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
・業務継続計画の作成等（ＢＣＰ）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１～１２

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への指導事項等について		
項目	**確認事項**	**指摘内容**
建物構造	○届出されている図面内容と区画・用途が異なっていないか。	・届出されている図面内容と区画に変更があった場合は、変更届出書を提出してください ※サービス付き高齢者向け住宅においては、枚方市（住宅まちづくり課）に登録変更が必要か確認してください。
職員の状況	○有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の職員が昼夜を問わず１名以上常駐しているか。 ○併設する介護サービス事業所等と兼務する従業者の勤務時間が明確になっているか。	・有料老人ホーム等の施設職員と訪問介護事業所等の職員を兼務している従業者について、それぞれ従事している時間等が明確に分かるよう出勤簿等を整備し、有料老人ホーム等の施設職員として、日中・夜間帯を通じて１名以上常駐するようにしてください。 ・従業者の勤務状況について、作成された出勤簿とルート表等に整合性のない事例が見受けられたので、従業者の勤務状況が明確に確認できるよう整備してください。
契約書・管理規定等	○個人情報保護について、入居者の情報等を適切に取り扱っているか。 ○入居者等の個人情報を利用する場合は、文書による同意を得ているか。 ○（有料老人ホームのみ）財務諸表について、希望者が自由に閲覧できる体制となっているか。 ○管理規程、重要事項説明書、入居契約書等について、内容に相違はないか。	・面会受付簿等について、一覧の様式となっているので、個人情報の保護に配慮し、個票とするなどの工夫をしてください。 ・不特定多数の者が、入居者の病状や通院状況、介護保険サービスの利用状況等を知ることのできる状況が見受けられたため、入居者の個人情報については、適切な管理に努めてください。 ・入居者及びその家族の個人情報を利用する場合は、入居者及びその家族から文書による同意を得てください。 ・財務諸表について作成されているが、希望者が自由に閲覧できる体制でなかったので、希望者には閲覧可能な体制にしておいてください。 ・管理規程、重要事項説明書、入居契約書等の内容に変更があった場合は、適切に修正してください。 ※変更内容に応じて、変更届出書及び登録情報の変更の手続きが必要となります。
運営懇談会及び非常時対応等	○運営懇談会を適切な時期に実施しているか。 ○運営懇談会について、議事録が作成されているか。 ○運営懇談会の開催内容を、入居者及び家族等に報告しているか。 ○非常食について、備蓄されているか。 ○消防訓練及び避難訓練が適切に実施されているか。 ○消防訓練以外の避難訓練（水害・土砂災害・地震等）を実施しているか。	・運営懇談会については適切な時期に開催し、外部の者等との連携により事業運営の透明性を確保するとともに入居者の要望・意見を運営に反映させるよう努めてください。 ・運営懇談会を開催した際には、議事録を作成し、入居者及び家族等へ報告してください。 ・非常災害時における備蓄品（食料、医薬品、生活必需品）について入居者及び職員分を備蓄するよう検討してください。 ・消防法に基づき年２回は実施できるように取組みをお願いします。また、実施した内容については、記録を残してください。 ・消防訓練以外の避難訓練について、枚方市防災マップを参考に該当する災害の避難訓練の実施をお願いします。
帳簿の保存状況及びサービス提供・料金	○預り金等の管理状況について、預り金規程を整備し、適正に保管しているか。 ○預り金等の管理状況について、内部牽制機能を整備しているか。 ○預り金等の管理状況について、定期的に確認及び入居者、家族への報告を行っているか。 ○安否確認・状況把握・生活相談サービス等、入居者に必要なサービスを適切に実施しているか。 ○安否確認・生活相談等のサービスの内容及び入居者の状況等を正確に記録し、適切に保管しているか。 ○協力医療機関との連携状況について、適切に記録しているか。 ○医薬品等は、施錠された場所で管理されているか。 ○入居者に対し、定期健康診断の機会を確保しているか。	・印鑑、通帳、現金等の預かりについては、預り金規程を整備し、利用者又はその家族の依頼により管理を行うものとしてください。 　また、依頼承諾は書面にて行うものとし、適切に保管してください。 ・預り金・印鑑の保管責任者の分離や施設長による定期的な検査等を行い、内部牽制体制を確立してください。 ・費用発生の有無に関わらず、入居者にサービスを供与している場合は、適切に記録してください。 ・安否確認等について、重要事項説明書の記載事項と実際の実施状況に相違があったため、適切に実施したことが確認できるよう、記録してください。また、安否確認の回数や内容を変更する場合は、重要事項説明書等を適切に修正してください。 ・安否確認・生活相談等を入居者に提供した場合は、提供したサービスの内容、入居者の状況等を正確に記録し、適正に保管してください。 ・医師の指示に基づくサービスの実施状況についても記録し、入居者の心身の状況やサービスの実施状況等については、当該主治医に報告するなど適切に連携し、その内容についても記録を残してください。 ・医薬品の管理については、施錠できる場所にて保管してください。 ・入居者の健康保持のため適切な措置として、入居者が定期的に健康診断を受診できる機会を設けてください。

事故発生時の対応発生時の対応及び衛生管理	○事故発生の内容を正確に記録し、保管しているか。 ○発生した事故について、市町村に報告が必要な場合は適切に報告しているか。 ○入居者の誤飲防止のため、適切な対応は取られているか。 ○清潔・不潔物を明確に区分しているか。 ○汚物処理室等では感染症防止対策を講じているか。	・事故発生時の記録について、様式は整備されているが、終結までの記録となっていなかったため、発生した事故に対しては適切に記録し、今後のサービス提供に活かしてください。 ・誤薬・離設については枚方市（福祉指導監査課）へ事故報告書の提出をお願いします。 ・事故発生記録について、誤薬に関する事例が複数見受けられたので、服薬管理に関する服薬方法の改善等、安全性を確保するために必要な処置を講じてください。 ・誤飲予防の観点から、掲示物等については、誤飲のおそれのある小さなマグネットの使用は控えてください。 ・複数の共用トイレ、脱衣所、洗濯室等に洗剤が置かれていたため、誤飲防止の観点から適切な保管を行ってください。 ・倉庫内に清潔用品と不潔用品（ダンボール等）が混在していたので、明確に区分して保管してください。 ・汚物処理を行う場所として、脱衣所に汚物流しを設置されており、洗浄時に水滴が飛散し、感染する可能性があるため、感染防止対策としてカーテンやパーテーション等で仕切ることができる工夫をお願いします。
マニュアル・研修状況	○定期的な研修が実施されているか。 ○サービス提供に必要なマニュアル等が整備されているか。	・従業者の資質向上のための研修が実施されていなかったので、定期的に実施してください。 ・施設を運営するにあたって必要と考えられるマニュアル（災害（火事・地震・風水害等）対策、防犯・安全対策、感染症対策、食中毒対策、事故防止、苦情処理など）を整備し、従業者に周知するようにしてください。

枚方市からの情報提供について

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置・運営事業者の方々に対して、法令改正、通知、各種手続き（設置届出、変更届出等）、及び指導・研修会資料などを、本市ホームページに掲載しています。

つきましては、次に記載のホームページを適宜ご確認ください。

【高齢者福祉施設事業者向け情報のページ】

○有料老人ホームや介護保険施設等向けに重要なお知らせなど掲載しています。

※枚方市ホームページ内の「ページ番号検索」をクリックし、検索欄に「9347」と入力し検索してください。

【枚方市ホームページＵＲＬ】　https://www.city.hirakata.osaka.jp

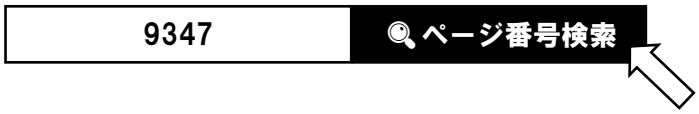

【有料老人ホームの設置・変更・廃止等の届出に関するページ】

○設置運営指導指針、各種届出様式など掲載しています。

【枚方市ホームページＵＲＬ】　https://www.city.hirakata.osaka.jp

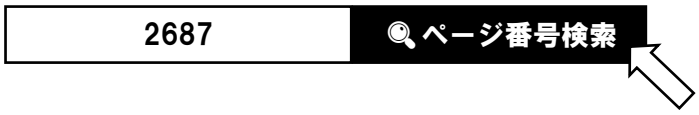

【サービス付き高齢者向け住宅事業登録後の手続きに関するページ】

○情報提供システムへのリンクと、登録システムの入力内容以外の変更の場合の届出様式などを掲載しています。

【枚方市ホームページＵＲＬ】　https://www.city.hirakata.osaka.jp

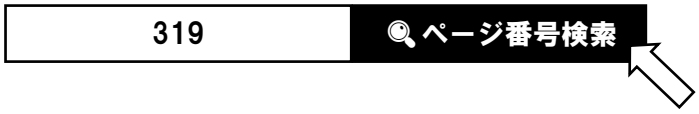

【有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅指導・研修会に関するページ】

○指導・研修会の資料や開催の案内など掲載しています。

【枚方市ホームページＵＲＬ】　https://www.city.hirakata.osaka.jp

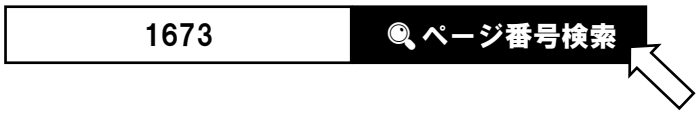

【サービス提供に係る自主点検表に関するページ】

○老人福祉法及び枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針を基に作成した自主点検表を掲示しています。定期的に、事業運営状況等について点検をお願いします。

【枚方市ホームページＵＲＬ】　https://www.city.hirakata.osaka.jp

（有料老人ホーム）

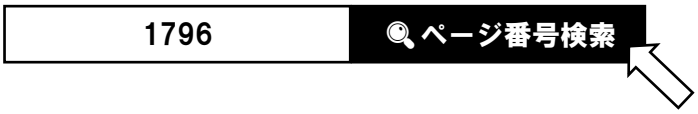

（サービス付き高齢者向け住宅）

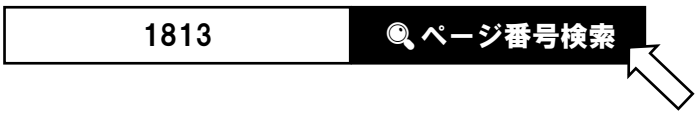

変更届出について（有料老人ホーム）

設置届出書の提出後、届出事項に変更が生じましたら、変更届を提出していただきます。届出の方法や必要な書類などは本市のホームページに「有料老人ホーム変更届提出書類一覧」を掲載していますので、確認のうえ手続きを行ってください。

また、介護付有料老人ホームについては、有料老人ホームの変更届とは別に特定施設入居者生活介護としての変更届が必要な場合もありますので、本市のホームページにて手続き方法等を確認してください。

★特定施設入居者生活介護に関するホームページ

【枚方市ホームページＵＲＬ】　https://www.city.hirakata.osaka.jp

2991　ページ番号検索

廃止・休止届出について（有料老人ホーム）

有料老人ホームの廃止・休止については、利用者への影響が非常に大きいので、早い段階から福祉指導監査課と協議を行ってください。廃止・休止の届出に関して、本市ホームページに「有料老人ホームを廃止・休止するにあたって」と届出様式を掲載していますが、**まずは電話で日時をご予約のうえ、福祉指導監査課にお越しください。**

なお、介護付有料老人ホームを廃止・休止するにあたっては、必ず事前に健康寿命推進室長寿・介護保険課との協議を行ってください。

【廃止・休止に関する問合せ先・来庁日時の予約】

福祉指導監査課　介護事業者グループ

電話：０７２－８４１－１４６８（直通）

【介護付有料老人ホームの廃止・休止に関する事前協議】

健康寿命推進室　長寿・介護保険課

電話：０７２－８４１－１４６１（直通）

サービス付き高齢者向け住宅について

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているもののうち、有料老人ホームにも該当する施設につきましては指針の適用を受けますが、老人福祉法に規定する届出（設置届出、変更の届出、休止・廃止の届出）は不要です。サービス付き高齢者向け住宅には５年ごとの更新の登録がありますので、遺漏なく手続きを行ってください。

【サービス付き高齢者向け住宅の登録や届出に関する問合せ先】
住宅まちづくり課　景観・住宅グループ
電話：０７２－８４１－１４７８（直通）

情報開示について（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

老人福祉法の規定により、有料老人ホームの設置者及びサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者は情報開示が義務付けられています。次の事項について適切な対応をお願いします。

（１）有料老人ホームの運営に関する情報

入居者又は入居しようとする方に、入居契約書及び重要事項説明書を書面により交付してください。

（２）枚方市への報告

枚方市では、各有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の情報を本市のホームページで公表しています。各有料老人ホームは、年に１回以上「重要事項説明書」を提出していただく必要があります。毎年７月１日現在のものを７月15日までに提出してください。

【提出先及びメールアドレス】
枚方市役所　福祉指導監査課　介護事業者グループ
fshidou@city.hirakata.osaka.jp

事故発生時の報告について（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

万が一事故等が発生した場合は、「枚方市における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅での事故発生時の報告等の取扱い（以下「取扱い」という。）」により、速やかに報告してください。取扱いや事故報告書の様式は本市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【事故報告書の提出先】
福祉指導監査課　介護事業者グループ
電話：０７２－８４１－１４６８（直通）

住所地特例について（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

介護保険では、住所地の市町村の保険者となるのが原則ですが、介護保険施設等に入所するために住所を異動した場合、引き続き異動前の住所地の市町村が保険者となるのが「住所地特例」で、介護保険施設等の所在市町村の介護保険財政の負担が大きくなること等を防止するための制度です。

この介護保険施設等に「有料老人ホーム」及び「有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅」も該当しますので、これらに入居するために枚方市外から枚方市に転入された方については、保険者への手続きが必要です。

また、住所地特例対象の入居者が退居されるなど、住所地特例対象入居者の異動に際し必要な手続きについては、保険者に確認してください。

【住所地特例に関する枚方市の問合せ先】
健康寿命推進室　長寿・介護保険課
電話：０７２－８４１－１４６０（直通）

介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき介護職員による喀痰吸引等（喀痰吸引や経管栄養）を実施する場合には、利用者の安全のため、次の点に注意し、適切に実施してください。

１．登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）

◎喀痰吸引等行為を実施する場合は、事業者登録が必要です
◎社会福祉士及び介護福祉士法に定められた要件に従って実施する必要があります

（注）事業者登録申請日当日の喀痰吸引等は原則実施できません。必要な体制、書類等を準備し、余裕をもって申請してください。

※登録喀痰吸引等事業者・・・介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者で、介護福祉士に対する実地研修が実施できる事業者

※登録特定行為事業者・・・・認定特定行為業務従事者（「認定証」を持った介護職員）が特定行為（喀痰吸引等）を行う事業者

２　喀痰吸引等を実施できる介護職員

◎登録研修機関等において一定の研修を受け、都道府県による認定を受けた職員
◎公益財団法人社会福祉振興・試験センターで喀痰吸引等行為の登録を行った介護福祉士

（注）特別養護老人ホーム等における経過措置による認定者は胃ろうによる経管栄養の接続、注入はできません。

喀痰吸引等（特定行為）の実施に当たっては、適切な業務運営がなされるよう、定期的（年１回以上）に自主点検を行い、その結果の保存をお願いします。詳しくは大阪府のホームページを御覧ください。

【高齢介護室　喀痰吸引等業務登録申請についてのお知らせ】
http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/tankyuin_futokutei/

《相談・受付窓口（高齢者福祉サービスに関するもの）》
大阪府福祉部高齢介護室施設指導グループ　喀痰吸引等事業担当
☎06-6941-0351　内線 4495

認知症介護基礎研修について

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課

「認知症介護基礎研修」については、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての方の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に対して、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。（令和６年３月31日までの間は努力義務）

１．認知症介護基礎研修について

大阪府では、認知症介護に必要な基礎的な知識や技術を習得するための研修を実施しています。研修の詳細等は、本市ホームページをご確認ください。

２．当該義務付けの対象とならない方

各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している方。資格の詳細等は、本市ホームページをご確認ください。

３．ホームページについて

本市ホームページのページ番号検索で「36888」と検索してください。

【枚方市ホームページ URL】

https://www.city.hirakata.osaka.jp

（厚生労働省）福祉施設等業務継続計画（BCP）の作成等について

[公開日：2023年8月18日]　[更新日：2023年8月18日]　ページ番号：48572

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます　シェア　ツイート　LINEで送る

福祉施設等業務継続計画（BCP）の作成等について

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービス等が安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所等における業務継続計画（BCP）の策定が義務化（注1、猶予期間あり）されました。
（注1）令和6年4月1日から、施設系・在宅系問わず介護事業所等では「BCP」の策定が義務化されます。

BCPを策定するにあたり、厚生労働省から策定の作成支援等が提示されておりますので下記厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページリンク先　→　厚生労働省（BCP）関連ページへ　別ウインドウで開く　外部リンク

お問い合わせ

枚方市役所 健康福祉部 福祉指導監査課 介護事業者担当

電話: 072-841-1468

ファックス: 072-841-1322

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

お問い合わせフォーム

業務継続計画の策定については厚生労働省のHPをご参照ください。
（HPリンク）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和3年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。
総論等もご視聴いただきますとより理解を深めることができますので併せてご活用ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<新型コロナウイルス感染症編>

・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
・様式ツール集
・感染症ひな形（入所系）　・感染症ひな形（通所系）　・感染症ひな形（訪問系）

【例示入り】**<R3年度>**
・感染症ひな形（入所系）　・感染症ひな形（通所系）　・感染症ひな形（訪問系）

<自然災害編>

・自然災害発生時の業務継続ガイドライン
・自然災害ひな形

【例示入り】**<R3年度>**
・自然災害ひな形（共通）　・自然災害ひな型（サービス固有）

動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1：BCPとは	2：共通事項 3：入所系 4：通所系 5：訪問系	6：共通事項（概要編） 7：共通事項 8：通所サービス固有事項 9：訪問サービス固有事項 10：居宅介護支援サービス固有事項

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<介護サービス類型毎の対象項目>
・入所系サービス：1，2，3，（6），7
・通所系サービス：1，2，4，（6），7，8
・訪問系サービス：1，2，5，（6），7，9
・居宅介護支援サービス：1，2，5，（6），7，10
※「6：共通事項（概要編）」は、「7：共通事項」の内容を、簡潔にまとめたものです。

再生リスト